

住居確保給付金事業

令和3年4月1日

※平成27年度以前の住宅手当・住宅支援給付利用者は住居確保給付金の新規申請可（令和2年4月20日以降）

1 支給要件（支給は原則1回のみ。ただし、再支給要件を満たす場合は再申請可。詳細は担当までお問い合わせ下さい）
支給申請時に、次の①～⑧の全てに該当する者を支給対象者とする。

①	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。																								
②	離職等の日から2年以内であること又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで就業機会が減少し、離職等と同等程度の状況であること。																								
③	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。																								
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（各種手当・年金・失業給付等含む）の合計額が、「基準額（※）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。 ※上記の基準額を超えている場合であっても、翌月から収入要件に該当することが明らかなる者も含む。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(月收入)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>131,700円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 8.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>18.7万円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 13万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>23.4万円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 17.2万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>27.6万円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 21.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>31.7万円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 25.5万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> <tr> <td>6人世帯</td> <td>36.4万円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 29.7万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> <tr> <td>7人世帯</td> <td>408,400円以下</td> <td>※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 33.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額(月收入)	備考	単身世帯	131,700円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 8.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入	2人世帯	18.7万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 13万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入	3人世帯	23.4万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 17.2万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入	4人世帯	27.6万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 21.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入	5人世帯	31.7万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 25.5万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入	6人世帯	36.4万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 29.7万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入	7人世帯	408,400円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 33.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入
	区分	金額(月收入)	備考																						
	単身世帯	131,700円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 8.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																						
	2人世帯	18.7万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 13万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																						
	3人世帯	23.4万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 17.2万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																						
	4人世帯	27.6万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 21.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																						
	5人世帯	31.7万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 25.5万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																						
6人世帯	36.4万円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 29.7万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																							
7人世帯	408,400円以下	※家賃額の一部または全額(支給限度額まで)を支給 支給額(限度額まで) = 33.4万円 + 実際の家賃額 - 世帯収入																							
⑤	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6以下であること (ただし、100万円を超えないものとする) ※単身 504,000円以下、2人世帯 780,000円以下、3人世帯 100万円以下																								
⑥	誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(常用就職又は副業・転職を目指した活動をする) 離職・廃業された方は常用就職を目指し、公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをすること																								
⑦	国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと																								
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと																								

(※)「基準額」=市町村民税均等割の非課税となる収入額の1/12 (※)家賃とは、共益費・管理費等を除く賃料を言う。

2 求職活動要件（支給決定後、下記の求職活動を行うこと。）

- 毎月1回以上、自立相談支援機関と面談をすること。
(ただし、コロナ禍のため当面の間、毎月1回の求職活動等状況報告書の提出で①の要件を満たすこととする。)
- 週に1回以上、求人先に応募等を実施、または求人先の面接を受け、報告書を提出すること。
- 毎月2回以上、ハローワークで職業相談等を受け、確認票の写しを提出すること。
(就業機会が減少した者については、②及び③は除く。ただし、常用就職または副業・転職を目指した活動とその報告は必要であり、さらに収入額が確認できる書類を毎月提出すること。)

3 支給額・支給期間等

(1) 支給額

支給申請日の属する月において、支給対象者④の表に従って算出された金額を支給する。支給限度額を上限に、賃借する住宅の賃料月額を支給する。(※100円未満の金額は100円に切り上げる。)

(2) 支給限度額

単身世帯 47,700円 2人世帯 57,000円 3～5人世帯 62,000円

6人世帯 67,000円 7人以上世帯 74,400円

(3) 対象住宅等

	対象住宅(市内)	支給対象賃料	支給対象期間
新規入居	賃料月額 単身 47,700円以下 2人 57,000円以下 3～5人 62,000円以下 6人 67,000円以下 7人以上 74,400円以下	入居に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月分以降	3ヶ月間を限度とする。 ※なお、就職活動を誠実に実施したうえ、支給要件に該当すると認められるときは3ヶ月を限度に支給期間を2回まで延長することができます。延長申請後、世帯人数、世帯収入に応じて支給額が変動することもあります。
入居中	限度額を超える家賃分を自己負担することで入居継続が可能	申請日の属する月に支払う家賃相当分	

(4) 支給方法

原則、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ直接振り込みます。

【制度の問合せ】 川口市役所 生活福祉1課 自立支援係
TEL 048-271-9412、048-271-9397